

政令第三百八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）

第二十五条第一項、第五十八条第一項、第六十一条及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六十四 イタリア協定又はイタリア実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間

の協定又はイタリア協定第一条1(d)に規定するイタリア共和国の実施機関をいう。

第五十条に次の一号を加える。

二十三 イタリア協定

第九十条に次の一号を加える。

二十 イタリア協定第一条1(b)に規定するイタリア共和国の法令

第九十三條に次の一号を加える。

二十 イタリア協定

第九十六條の表に次のように加える。

二十	イタリア協定第十八條1	イタリア実施機関
----	-------------	----------

附 則

この政令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。